

令和2年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月3日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第6号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第7号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第44号	令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）
日程第 6	議案第45号	令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第46号	令和2年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第47号	令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第48号	豊頃町手数料条例の一部改正
日程第10	議案第49号	北海道市町村総合事務組合規約の変更
日程第11	議案第50号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
日程第12	議案第51号	北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
日程第13	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第14	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第15		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮 口	孝 君
副 町	長	菅 原	裕 一 君
教 育	長	山 本	芳 博 君
農 業 委 員 会 長		井 下	睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口	浩 司 君
総 務 課 長		熊 谷	雅 美 君
企 画 課 長		按 田	武 君
住 民 課 長		渡 辺	良 英 君
福 祉 課 長		下 重	博 光 君
子 育 て 支 援 所 長		千 葉	孝 二 君
産 業 課 長		岩 城	光 洋 君
商 工 観 光 課 長		鎚 木	政 洋 君
施 設 課 長		越 谷	光 裕 君
会 計 管 理 者		須 藤	裕 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		神	義 宏 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長		山 田	良 則 君
消 防 署 長		波 多	野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川	直 幸 君
庶 務 係 長	鈴 木	典 和 君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和2年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に、監査委員より令和2年5月から同年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりでありますので、御覧をいただきたいと思っております。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第3回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
1、農作物の生育・収穫及び秋サケ漁の状況等についてであります。
初めに、農作物の生育・収穫状況ですが、春先から天候に恵まれ、農作業は順調に進み、少雨であったものの、平年並みに農作物の生育が進みました。6月下旬に日照不足に見舞われましたが、目立った農作物への影響も少なく、順調に生育が進みました。8月に入り、気温・日照時間も平年並み以上と好天に恵まれております。
このような気象状況の中、秋まき小麦については、7月30日から収穫作業が始まり、8月5日に終了しております。収量は乾麦で反収がおおむね10俵となり、8月17日から製品化調整作業が行われており、製品反収約9俵を見込んでいます。

次にてん菜ですが、気温の影響から平年より4日遅く移植作業が始まり、草丈、葉数、根周ともに平年並みで順調に生育している状況です。直播も順調に生育し、平年並みの収量を見込んでおります。

馬鈴薯については、植え付け作業は平年より4日遅れて始まり、5日遅れで終了しました。萌芽は2日遅れで、生育初期の降雨不足により1株当たりの玉数が少なく、収量が懸念されているところです。

豆類は、播種作業は平年並みでしたが、初期の降雨不足により生育のばらつきが懸念されるものの、開花期以降は好天に恵まれ、平年並みの収量を見込んでいるところです。

また、その他の作物類についても平年並みの収量を見込んでいるところです。

畜産の飼料作物は、牧草は春先から干ばつ気味で草丈が短い状況で、平年より収量は若干少ない状況となりました。二番牧草については平年並みに生育しております。デントコーンについても、牧草同様に春先の干ばつで発芽のタイミングにばらつきがありましたが、その後天候に恵まれたことから生育も順調に進んでおり、今年の収量に期待しているところです。

生乳生産は、規模拡大等により同月前年比約105パーセントとなっており、このまま順調に推移していくことを期待しております。

黒毛和種の素牛価格は、新型コロナウイルスの感染拡大による需要減少により前年比で8割程度に落ち込んでおります。今後の情勢も不透明であります。価格が前年度水準まで回復されることを期待しております。

次に、8月30日より開始されましたサケ定置網漁業は、時化により網の敷設に遅れが生じたものの9月2日に完了し、本格的な出荷が開始されております。

漁期前の関係機関による本年度の秋サケ来遊予測は、本町沿岸を含むエリモ以東・西部海域においては、昨年を8.4%下回る84万5,000尾で、依然として厳しい状況が予想されておりますが、今後予測を覆す豊漁に期待しているところです。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による水産業への影響は依然として続いており、本町の主要な漁業への影響が懸念されているところでありますが、今後も改善が見込まれない場合においては国の交付金を有効活用するなどし、継続的な生産が可能となるよう漁業者等の支援を検討してまいります。

これからの時期は、台風等による十勝川の出水によって発生する流木による漁具被害が懸念されているところであり、現在沿岸への流木の漂着は確認されておりませんが、今後流出があった場合においては、海岸管理者である国及び道に強く要請してまいります。

大津漁港整備においては、船揚場嵩上げ工事等は順調に行われており、本工事に伴

う船揚場舗装工事は11月中旬までには全体の約半分が完成する予定となっております。また、防災・減災対策工事についても完成が近づきつつあり、引き続き安心・安全な操業体制の確立に向け、関係機関へ早期整備の要請活動を継続してまいります。

次に、2、特別定額給付金の給付についてであります。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で実施された本事業につきましては、基準日となる4月27日に本町の住民基本台帳に登録されている方3,127人を対象に、1人につき10万円を給付いたしました。

給付につきましては、5月13日から開始し、職員の迅速なる対応により1か月半ほどで対象世帯となる1,483世帯に対して給付を終えております。

新聞報道等によりますと、本町は管内でいち早く町民の皆様へ給付金をお届けし、また、給付の終了においても道内でいち早く終えることができました。この給付金が新型コロナウイルス感染拡大において、低迷している経済の活性化の一助となるよう期待しているところでございます。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番杉野好行議員及び8番中村純也議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第6号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和2年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和2年8月31日。

3、調査の経過。

(1)令和2年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和2年8月27日招集告示のあった令和2年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、8月31日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和2年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月11日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和2年第2回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会3日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取扱いについては、令和2年第2回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、諮問第1号及び諮問第2号（人権擁護委員候補者の推薦）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

カ、所掌事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月3日に開催するよう日程を調整した。

キ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスク等の着用を取り進めることとした。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第7号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 委員会報告第7号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)農作物の作況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和2年9月1日。

4、調査の経過と結果。

(1)農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、9月1日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

調査当日は町内の9圃場8作物について、1圃場ごとの作物の草丈、着莢数などの生育状況や病害虫の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

本年は、圃場水分が高かったため馬鈴薯の植付作業やてん菜の移植作業が平年より遅れたが、豆類のは種作業は平年並に行われた。

調査時点での作物ごとの生育状況は、てん菜についてはヨトウガによる食害が平年よりもやや目立つが、草丈、葉数及び根周は平年より良く育成は順調である。馬鈴薯については、6月中旬の日照不足により軟弱徒長となり、倒伏が多く見られ、また、着蕾期までの少雨の影響で1株当たりのいも数が少ないが、1個当たりのいも重は重

い傾向にある。豆類は、少雨の影響で出芽にばらつきが目立ったが、その後順調に生育し、平年に比べ草丈は高く、莢数は多い状態となっているが、小豆・手亡では倒伏の発生も見られる。

牧草については、一番草の収穫期前半は少ない収量であったが、6月下旬以降の降雨により、後半の収量は回復した。二番草については、7月中旬以降の少雨により、肥料の吸収が抑制され、生育の圃場間差が見られる。デントコーンは、草丈は順調に生育しており、平年並の収穫量が見込まれる。

なお、すでに収穫作業の終了した秋まき小麦については、1月下旬までの少雪の影響で一部凍上害が発生したが、越冬後から成熟期までの生育により平年並の収量となった。

調査時点での状況は以上のとおりであるが、今後の台風等による作物の影響が懸念されるところである。また、今後においては、病害虫による被害、霜の降りる時期によっては豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

全町的に中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備対策により、安定的な収量確保に向けた対策を講じることや、本格的な収穫期を迎えるに当たり農作業事故の注意を喚起するよう関係機関を通して指導の徹底を求めるなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は報告済みとします。

◎ 議案第44号

●藤田議長 日程第5 議案第44号令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第44号令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,602万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,624万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたし

ます。

14ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費に議場用ネットワークカメラ28万6,000円を追加。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費にふるさと振興基金積立金2,600万円を追加。

7目企画費に茂岩栄町町有地分筆測量等委託業務380万円、産業振興事業補助金750万円、定住促進賃貸住宅建設事業補助金500万円を追加するなど計4,460万円を追加。

16ページ。

3款民生費、1項社会福祉費において、3目老人福祉費に介護基盤緊急整備等特別対策事業費返還金80万1,000円を追加するなど計116万1,000円を追加。

2項児童福祉費にこどもプラザとよころ正面玄関改修工事132万円を追加するなど計163万円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、18ページ、2目保健センター管理費に保健センター手洗場改修工事234万1,000円を追加するなど計324万9,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、3目土地改良総務費に農道・明渠維持補修費480万円、十弗北5号法面補修工事172万円を追加するなど計653万1,000円を追加。

3項林業費に未来につなぐ森づくり推進事業返還金3万8,000円を追加。

20ページ。

4項水産業費に秋サケ資源増大緊急支援事業1,100万円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金549万3,000円、ふるさと応援寄附金事業1,550万円、22ページ、2目観光費に冬期観光施設管理備品208万8,000円を追加するなど計2,316万円を追加。

7款土木費、2項道路橋梁費に旅来長節線舗装補修工事600万円を追加するなど1,200万円を追加。

24ページ。

3項住宅費に修繕料350万円を追加するなど計377万3,000円を追加。

4項河川費に十弗沢川補修工事300万円を追加するなど計500万円を追加。

5項施設費に（繰越明許費）大型遊具製造設置工事4,999万5,000円を追加するなど計5,084万5,000円を追加。

26ページ。

8 款消防費、1 項消防費に蒸気ボイラー部分改修工事 3 6 0 万 8, 0 0 0 円を追加。

2 項災害対策費に消耗品費 5 0 万円を追加。

9 款教育費、2 項小学校費に管理備品 2 1 万円を追加。

3 項中学校費において、2 目教育振興費からサマーランド中学生派遣交流事業旅費及び補助金 6 2 6 万 1, 0 0 0 円を減額、3 目学校建設費から中学校改築等工事実施設計委託業務 7, 8 1 0 万円を減額。

2 8 ページ。

(繰越明許費) 中学校改築等工事実施設計委託業務 6, 0 0 0 万円を追加するなど計 2, 6 1 1 万 1, 0 0 0 円を減額。

4 項社会教育費において、3 目図書館費にAVライブラリーシステム機器 7 0 0 万円を追加するなど計 3 9 8 万 9, 0 0 0 円を追加。

5 項保健体育費に、町営スケートリンク修繕料 5 5 万 8, 0 0 0 円を追加。

次に、歳入につきましては 1 0 ページを御覧ください。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 7 9 2 万 2, 0 0 0 円を追加。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4, 4 0 4 万 8, 0 0 0 円を追加、(繰越明許費) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4, 8 8 0 万円を追加するなど計 9, 3 1 5 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 7 款寄附金、1 項寄附金にふるさと振興寄附金 2, 6 0 0 万円を追加。

1 8 款繰入金、1 項繰入金にふるさと振興基金繰入金 1, 5 5 0 万円を追加、教育振興基金繰入金中学校等改築事業 7, 0 0 0 万円を減額、(繰越明許費) 中学校等改築事業 6, 0 0 0 万円を追加するなど計 9 5 0 万円を追加。

2 0 款諸収入、5 項雑入に介護保険特別会計繰出金精算返還金 5 4 4 万 3, 0 0 0 円を追加するなど、1 2 ページ、計 6 1 6 万 2, 0 0 0 円を追加。

2 1 款町債、1 項町債に臨時財政対策債 3 2 8 万 5, 0 0 0 円を追加。

次に、第 2 条の繰越明許費につきましては、4 ページ、第 2 表、繰越明許費を御覧ください。

7 款土木費の大型遊具製造設置工事 4, 9 9 9 万 5, 0 0 0 円。

9 款教育費の中学校改築等工事実施設計委託業務 6, 0 0 0 万円、計 1 億 9 9 9 万 5, 0 0 0 円を翌年度に繰越して使用することができる経費として定めるものであります。

次に、第 3 条、地方債の補正につきましては 5 ページ、第 3 表、地方債補正を御覧ください。

既定の限度額に臨時財政対策債328万5,000円を追加し、地方債の限度額の総額を9億2,978万5,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 18款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 21款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

14ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 7目の企画費についてお伺いをしたいと思います。

まちづくり推進費の産業振興事業補助金、これはどのような事業なのか。

また、定住促進賃貸住宅建設事業補助金であります。建設の予定地が分かりましたらお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 按田企画課長。

●按田企画課長 議員の御質問に御答弁いたします。

まず、企画費、18節まちづくり推進費、負担金補助及び交付金の産業振興事業補助金につきましては、既定で100万円を予算計上していたところですが、今のところ2件で600万円の支出負担行為をさせていただいております。今、申請の予定が2件、それと今後事業を執行されるであろう案件が2件ございますので今回750万円ということで追加補正をさせていただいたところでございます。

次に、定住促進賃貸住宅建設事業補助金ですが、今、申請が出てくるということで相談を受けているところなのですが、茂岩栄町129番地、ちょうど町立豊頃医院の裏手になります。現在128番地に世帯向けのアパートが建設されておりますけれども、その横の土地になります。土地の所有は個人の方で、その方がオーナーになって1棟4戸のアパートを建設するということになっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。

16ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 3目の老人福祉費についてお伺いをしたいと思います。

介護保険事業費、介護基盤緊急整備等特別対策事業の返還金であります。本年度の予算、また前年度の予算についてもこの事業がありませんでしたが、この事業内容と、何年度の返還金なのかお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

この返還金につきましては、平成25年度にグループホームひかりの家族で整備いたしましたスプリンクラーに係る補助金の返還金になってございます。スプリンクラーにつきましては、処分制限期間が8年ということで、6年を経過してございますので2年分について返還をするものでございます。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。

2項児童福祉費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 保育所費についてお伺いします。

工事請負費でこどもプラザとよころ正面玄関の改修工事ですが、前年度も改修工事が行われております。今年度どのような改修工事が行われるのか、まずお伺いしたいと思います。

●藤田議長 千葉子育て支援所長。

●千葉子育て支援所長 お答え申し上げます。

この工事につきましては、冬期の滑り止め工事、昨年度は入り口の部分、中央部分を滑り止め工事をやったところですが、その効果が認められたということで、その両サイドを本年度工事するというところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 同じ場所での滑り止めの改修工事だということ分かりますが、前年度一緒に改修工事を併せてすることができなかった理由があるのでしょうか。

●藤田議長 千葉子育て支援所長。

●千葉子育て支援所長 昨年におきましては、滑り止め効果があるかどうかちょっと疑問な点が多少あったものですから、まず中央部分をやった後、その効果が認められましたので、両サイドについて本年度工事するというところでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質問ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 なければ次に進みます。

4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

2番、小笠原議員。

●2番小笠原議員 商工費の商工総務費の12節の委託料のところ、商工誘致施設管理費のところ、質問させていただきます。

この委託料のところ、共用フロアギャラリーパネル製作設置業務で85万5,000円が補正されておりますけれども、どのような構造でどのような設置状態なのか

お聞きいたします。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 私から御答弁申し上げます。

議員の御質問にありました共用フロアギャラリーパネルでございますが、店舗誘致施設入りまして右手の部分、ちょうど今トイレの改修工事が終わって、トイレの設置されているところのスペースがあるのですけれども、そこにコミュニティー施設にいらっしゃった方が、豊頃町の歴史ですとか観光名所などが一目で分かるように、また町民の皆さんがくつろげるようなスペースを考えているところでございます。

そこで観光名所ですとか申し上げたとおり町の歴史について、子供たちや高齢者の皆様が語れるように写真パネル、こういうものを設置する予定でございます。この金額の中には、実際その歴史についての調査の部分ですとか、それについての文言記載部分、そういうものについての委託料を全て含んでいるものでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま御答弁いただきましたので、大体の大枠が見えてまいりましたけれども、このフロアギャラリーに、お年寄りなどが休めるような専用のベンチですとかを設置される予定でいるのかどうかお聞きします。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 今、御質問のありましたものですが、この予算の後段に備品購入費等が今回計上されていますけれども、この中でスツール、ソファのようなものですとか椅子、テーブル、こういうものを予定しているところでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

7款土木費、2項道路橋梁費。

説明第1号、越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書、1ページをお開き願います。

説明第1号町道維持補修工事の施工について御説明いたします。

町道の維持補修を行うため、令和2年度において次のとおり町道補修工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものでございます。

施工位置については、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号 1 ページ、旅来長節線舗装補修工事。

工事予算額 600 万円。

工事内容、舗装補修延長 330 メートル。幅員 6.5 メートル。

この工事は継続工事であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

24 ページ。

3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 項河川費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 項施設費。

説明第 2 号、越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書、3 ページをお開き願います。

説明第 2 号大型遊具製造設置工事の施工について御説明いたします。

公園整備を行うため、令和 2 年度（繰越明許）において、次のとおり大型遊具製造設置工事を施工することとし、第 7 款土木費に計上したものでございます。

この事業は、地方創生臨時交付金において整備するものであり、工事位置についてはこどもプラザ横グラウンドに施工を予定しております。

次ページに施工位置図を添付してありますので、御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

工事名、大型遊具製造設置工事。

工事予算額 4,999 万 5,000 円。

工事内容は、大型複合遊具、キッズコンビ、対象年齢 6 歳から 12 歳。トドラーコンビ、対象年齢 3 歳から 6 歳。4 連コンビブランコ、ブランコの境界柵。3 連低鉄棒及びロープアドベンチャー・トライを設置いたします。

この工事は新規でございます。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しておりますほか、地方創生臨時交付金認可後速やかに発注し、完成を令和 3 年 6 月頃に予定しているため、繰越明許費といたします。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

2番、小笠原議員。

●2番小笠原議員 土木費、5項施設費、ただいま御説明がありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、降ってわいたようなこういうような交付金がなければ、なかなかこの大型遊具の施設も事業化できなかったのではというふうに思いますけれども、大変大きな予算で設備される大型遊具施設でございます。まず、この図面等を見てちょっと思ったのですけれども、ただいまの御説明の工事内容におきますと、こちらでは5遊具が書かれていて図面を見ると6遊具施設が描かれているように見えますので、この図面でどれがどのように遊具が設置されるのか、まず概要をお聞きしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 答弁いたします。

左側下の方に見えます一番大きいものが大型複合遊具となっております、これがキッズコンビという形になっております。その上にあります五角形のもの、それがロープアドベンチャー・トライというものを予定しております。その右側に低鉄棒と4連ブランコを予定しております。それで右側の上のほうにトドラーコンビ、複合遊具を予定いたしまして、下の右側のほうの四角い部分ですけれども、土山で坂などをつくりたいなということで考えております。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 説明されまして目的と趣旨はわかりました。

ただし、交付金がそういうことで使うことについての有効活用ということから考えて、この場所が本当にベストかどうかというところがちょっと気になるところであります。

それは何かというと、この平面図で示されておりますが、結果的には特養の延長線のもの、それからこどもプラザの運動会、野外活動の広場でございます。利用者は、年少者、年長者、部外者もいるかもしれません。ただしそれを監視する指導者あるいは保護者、そういう方の常時視点というのがここで見られるかどうかというところを危惧します。

したがって、その件についての検討をされたのかどうか。

それからもう1点は、この土地は駐車場からこどもプラザの施設から見ると、いわ

ゆるレベルが特養と同じです。多少の雨量があったときには雨水がそのままの状態の水浸しという状況を何回も見ています。

したがって、そういうところの改善というのは何かというと、この時期の予想だにしない雨量豪雨というものが予想されているべきだと思いますが、それらに対する施設を含めた排水設備、あるいはそれらの対策、これもやはり考えるべきでなかったのかと。もしそういうところまで議論されて提案されているのであれば、それらについての経過もお示しいただきたいなと思います。

それともう一つは、関連して、これらの場所が当初冒頭で申し上げましたように、理想とする遊具を活用する対象者がどのぐらいリサーチされているかということもお示しいただきたいなというふうに思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

この遊具については、課長が今説明したとおりでありまして、特に旧茂岩小学校のグラウンドにつきましては大変大きな面積がありますが、なかなか利用度が少ない。特にこの遊具等については、保育所の子供たちにさらに外で元気よく遊んでいただきたいということで考えておりまして、特に国からの交付金等で大変ありがたく補助金に使えるということでそういった目的もあります。

今、御指摘のように、非常に低地な部分で水がたまりやすいのは私も承知であります。

これらについても、雨が降った場合についてはやはり半日中は我慢していただかなければならない場合も想定されますけれども、できるだけこの遊具を保育所が使う場合については、先生が危険でないような形で管理していただく。

それから、一般の子供たちが土曜、日曜等で使う場合については、当然これは親、責任者等がやっぱり管理すべきだということで、通常の公園にある遊具と何ら遜色はないのですけれども、御案内のとおりこの遊具については大変高価なものでありまして、ある村では億以上の金をかけて作っているところもありますし、また町でもそういった遊具、特にこの遊具というのは特殊な形でありますので、今後この場所に定めませんが、多少このグラウンドの中で物によっては移動する場合がありますけれども、できるだけこのグラウンドを保育所が必要とする部分を除いて、地域の方々、さらには子供たちのために土曜、日曜に有効に使っていただきたいなというふうに思っております。

水の排水等については、ものの大きい場所によっては多少水が出る可能性もありますけれども、それらについても今後十分検討しながら、さらに排水が必要であれば暗渠、明渠等についても十分考えなければならない場合は、また議会に判断をいただき

ながら工事も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 タイミングとしてはそういう交付金をこういう充実した内容として使う方向性について私は異論ありません。

ただし、本町には大小ありますがそういう遊具を置いている小公園がたくさんあります。それらについて、冬は使いませんが、特に春先から秋口というのは管理に業者を入れたりあるいは役場職員のスタッフが労を呈したりしています。

したがって、ここもただの土、土間ではなくて、やはり転倒のショックを和らげるためにはフィールドをいわゆる芝で管理することを希望します。そういうような配慮が必要です。十分に進めてもらったらどうなのかなというところもちょっと気にしておりますので、提案された内容について私は賛意を示したいと思っておりますが、その辺の考え方も今後検討されると思いますが、管理の中の一つに加えていただいて。充実した施設を十分に町民に提供するというような趣旨について、これは幼児ばかりではないと思います。それらについても特養がありますから、そういう方も天候のいい日に外での余暇というか活用を十分町民に啓蒙すべきではないかなというところも考えていらっしゃると思いますが、そういうようなことも議論されている一端があれば、お話いただければなと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり本当に芝を十分考えておきまして、芝を貼る場合については管理経費も相当かかるものですから、とりあえず遊具を入れて、その後水はけ、さらに今、議員の御指摘のとおり、できる範囲内で芝も必要かというふうに考えております。本当はまださらに築山等もあれば大変よろしいかなと思うので、いずれにいたしましてもこれから徐々に整備をして、そういった目的、また町民の要望に応えられるような施設にしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

1番、石田議員。

●1番石田議員 一つお伺いしたいのですが、現在のこどもプラザの南側にある遊具が利用されておりますけれども、この大型遊具が設置された後、この今現在使われている保育所の遊具は撤去されるのか併用して使われるのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在使っている小さなこどものプラザの遊具は維持管理しながら使っていきたいというふうに思っております。また、これから作ろうとしているものについ

ては、当然保育所の子供たち中心ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、土曜、日曜等については一般の方々も来て遊んでいただけるというような形にしたいというふうに思っています。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

26ページをお開きください。

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 3目の学校建設費についてお伺いをしたいと思います。

中学校改築等工事につきましては、全体計画の下、まず基本設計委託業務が終了いたしました。その後、実施設計につきましては、計画の予定では7月から来年2月までの予定で進められておりましたが、今回全額減額ということで翌年度に繰越しをされて実施するということではありますが、この繰越しされた理由について御説明をいただきたいと思っております。

●藤田議長 山田教育課長。

●山田教育課長 私のほうから御答弁申し上げます。

当初予算での7,810万円の内訳といたしましては、中学校校舎及び体育館の改築、外構及び小学校の改修の実施設計業務を一括発注することとして、今年度内の完成を予定しておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により建設資材等の供給状況の見通しなどを把握するための期間が必要なことなどから、本業務においては年度内での完成は難しい状況であります。

よって、今後発注した場合においては、最低でも来年5月頃の期限を見込まなければならないことから、本業務を繰越明許で計上したものであります。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 この実施設計の繰越しされたことによりまして、全体的な工期の遅れ、また、工事費への影響が生ずるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 山田教育課長。

●山田教育課長 御答弁申し上げます。

これによりまして工事自体の発注等の工期が後ろにずれ込むということは、今のところ想定はしておりません。計画どおりに実施する予定としております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 工事費への影響が懸念されるように思われましたが、今現在も計画の内容で進めていくということでありますので、それについては理解させていただきました。

この実施設計に伴う支援業務というのが431万1,000円補正をされております。この実施設計が繰越しによりまして、この支援業務についての減額、または繰越しがあるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 山田教育課長。

●山田教育課長 御答弁申し上げます。

支援業務につきましては、特定な成果物をいついつまでに作成していただくというような業務ではなくて、今回でいえばあくまでも実施設計について業者から助言をいただくものとなっていることから、基本設計のときと同様にそれぞれの年度に契約をして、締結をして支援業務を行っていただくことを予定しております。

なお、実施設計の来年度における業務期間に係る支援業務は、新年度においてもこの支援が必要だということであれば、新たに契約をして支援業務を行っていただくということになっております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 すいません、3回を終えましたけれども、今その支援業務、また必要に応じて新たにまた新年度において業務委託をするというようなお話でございますが、実際に実施設計が今年度から来年度に繰り越される時点で、今年度のその支援業務というのは必要ないと思うのですが。来年度に新たにその支援業務の委託をすればいいと思いますが、いかがですか。

●藤田議長 山田教育課長。

●山田教育課長 御答弁申し上げます。

支援業務につきましては、あくまでもそういった業務を行っていく中で、それぞれ町と発注者と受託者がそれぞれ協議を進めながら進めて行くこととなります。その中

で、業者のほうの実際にやっている業務等についてきちんとされているかどうかですとか、こちらのほうでわからないことですかというところを、支援業務を行っている業者の方に助言をしていただくというふうに考えておりますので、随時そういったことが出てくるということで、今年度中も当然そういった助言をいただくということで必要となってくると思われます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

28 ページ。

4 項社会教育費。

説明第 3 号、山田教育課長。

●山田教育課長 予算説明書、5 ページ目をお開き願います。

説明第 3 号 AV ライブラリーシステム機器の購入について御説明いたします。

本件につきましては、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、図書館において視聴覚資料、ビデオテープですとか DVD 等を再生する装置の利用を促進して、図書館において図書の貸出しによる新型コロナウイルス感染症リスクを軽減するために AV ライブラリーシステム機器を購入することとして、第 9 款教育費に計上したものであります。

1、事業概要ですが、備品名、AV ライブラリーシステム機器。

予算額 700 万円。

備品内容、映像スイッチャー 1 基、システムコントローラー 1 基、ブース用ヘッドホン 6 台、ブース用モニター 4 台、ブルーレイディスクプレーヤー 4 台、ほか周辺機器一式であります。

なお、契約の方法につきましては、本システムにつきましては特別な仕様であり業者が特定されることから、随意契約を予定しております。

以上です。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

5 項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

6 番、大崎議員。

●6番大崎議員 17ページになるのですが、現在どういう状況になっているかという民間施設についてです。これひかりの家族、これは民間の運営なので詳しくわかりませんが、施設に対してスプリンクラーを補助して、それがなんで減額、補助を撤回されたのか、先ほどの説明ではちょっとまだ見えなかったのですが、この施設は現状どうなっているのかというところを把握していれば説明していただけますか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 御答弁申し上げます。

質問いただいたひかりの家族については、昨年度末をもって事業を廃止してございます。その関係でスプリンクラーについては事業費の返還を求められているということで、今現在については特に事業は行っていない状況にあります。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 これは正式に行政のほうには、昨年ですか、閉鎖している。そうすると、想像すると今閉鎖されているということは運営されておらず、空き家になっているという解釈でいいですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 使用されてございませんので、空いている状態でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 同施設に若干関連する茂岩山の増設もやっています。それから、先ほどの大型遊具のところの隣接の施設もあります。やはり公的な運営と、それから今閉鎖されているという純粋に民間ですが、なんでそういうような社会情勢の中で要としている施設が閉鎖になるのかというところ、これは公の施設と民間では利用者の利用価値というのは相当事情があるのですが、全体的に当町は民間で、隣の町の池田でもそうですが、優先されています。それはなぜかということ、非常に規約が柔らかいから申し込むとすぐ入れるという緊急施設というか、適切な表現がありませんが、非常に柔らかい条件で入りやすいという、それが非常に期待されていたのではないのかなというところであり、今閉鎖しているということは非常に残念に思うわけです。これらについて行政サイドとしての指導をされたのかなというところ、もし触れられる内容があれば一つ説明いただければありがたいなと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から御説明いたします。

このひかりの家族、個人でやっておりましたけれども、満室になったものの採算とれない。というのは、御存じのとおり国としては補助単価等で非常に厳しくしている状況の中で、相当個人で負担する部分が多い。それで、私のほうもできるだけバランスをとった方法で、ひかりの家族に対してもこれまでそれなりの金額を支援してまい

りました。上の特別養護老人ホームでさえ90%ぐらい入居率があっても現状非常に経営が厳しい。それはなぜかという、国の方針で介護の認定が厳しくなったのと同時に、家庭で、家族で見なさいという今の考え方が強いです。それで上のほうもある程度満室になっておりますけれども、経営そのものが非常に厳しく、特に働く方も少なくなってきましたし、そこで働いている方々の賃金もやはり厳しい状況でありますから、相当町で支援をしなければ経営がやっていけないような状況であります。特に、このひかりの家族は個人でやっています、これ以上私財を入れて経営することができないということで、耐用年数前にやめられ、それに対して国の補助も多少返還もありましたけれども、それなりに本人も理解してやはりリタイアしたいと、それで、今おっしゃるとおり町がそれでは代わってやってもという話も一部あったのですけれども、町がもし仮にそういう形にしても採算的に全然合わないですし、できるだけ特養の施設のほうに該当する方がいれば、そちらのほうで対応したいという形になっております。

今後、特養のほうも満室になっても採算がとれないような状況にならないかというふうに、大変心配しているのですが、今までだったら7割か8割で採算とれたのですけれども、今9割越えても採算が厳しいとなれば、何らかの形で町がある程度支援をしなければ、やはり経営はできないような状況であります。

したがって、今、上のほうの施設の改築をしますけれども、上の改築についても町もできるだけ支援をして、財政の許す限り起債等々で対応しているのは現状であります。

以上です。

●6番大崎議員 すいません、3回過ぎたのですが、関連してちょっと……

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 よろしいですか、すいません。

今、町長に説明していただいた現状はわかりました。

したがって、これからの民間施設がそうしたら宙に浮いているというか、閉鎖されていますから運営していません。それで空き家状態です。

町長は、上の施設は増設やっています、予算もつけました、運営費も補正しました。だから、できれば豊頃町には社会福祉協議会というのがある、愛生協会ばかりではないという全体像を見て、やはり行政がもう一步踏み出して、それらについて満室だという上の説明でしたから、そういう方がもし待機しているとなれば、もう少し行政の色彩を入れ込んで施設を受けて、そういう社協での運営というものに持っていけたほうが、何か期待されるのではないかなというふうに思うのです。ハードルがあると思いますけれども、もしこれからの要素、検討の余地があり、これから進めると

というような考え方をちょっと前向きにしていく気持ちを示していただくと、町民も何となく安堵するのではないかなという感じがしますが、これは私が個人的に、施設が生きていけばもっと何か有効利用できるのではないかなというところを感じます。これから整理しなければいけないと思いますけれども、もしそういう希望、期待に沿うような、一步でも進めるような考えがあれば、もう一言説明をお願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、ひかりの家族と特養の場合では、入居する基準が全く異なるものですから、なかなか上と同じような形というのは厳しいと思います。それと併せて、ひかりの家族の場合については先ほど申し上げましたけれども、個人経営で非常に人数も少ないですし、厳しい状況で個人経営されていた方も相当私財を出したような形で採算とれないということで、上のほうは正直言ってこれから私どももお世話になる施設ですけれども、今もう満床に近いのですけれども、できるだけ満床になるような形、ただもう一つは介護認定が厳しくなっているものですから、なかなか上まで行くといったら相当家庭で見られないような状況にならないと、これからはどの自治体もそういった老人福祉の問題については、家族で見える形が多くなってくると思いますけれども、私は家族で見れば家族崩壊になりますから、できるだけ今議員が指摘されたように、それに応じて施設の充実を図ったり、増床ができれば増床したりしなければいけないというふうに考えております。今後もそういった財政的に厳しい状況であれば、できるだけ町からも支援していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページの第2表、繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページの第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●藤田議長 日程第6 議案第45号令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書31ページをお開き願います。

議案第45号令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,405万8,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、令和元年度国庫支出金並びに一般会計繰入金精算返還金が確定したことなどによるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書40ページ、歳出から御説明申し上げます。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費に、電子証明書発行手数料1万4,000円を追加。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金において、1目第1号被保険者介護保険料還付金に16万円を追加。2目償還金に国庫支出金等精算返還金179万1,000円を追加するなど合わせて195万1,000円を追加。

同じく5款2項繰出金、1目一般会計繰出金に一般会計繰入金精算返還金544万3,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源につきましては38ページ、歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に150万3,000円を追加。

4款道支出金、2項道補助金、2目地域支援事業交付金に過年度分として13万1,000円を追加。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金に過年度分として14万4,000円を追加。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に、前年度繰越金として563万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

38ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

40ページをお開きください。

3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

- 藤田議長 日程第7 議案第46号令和2年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

- 下重福祉課長 補正予算書43ページをお開き願います。

議案第46号令和2年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億762万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、町立豊頃医院の電話システムの改修に係るものでございます。

補正の内容については、歳入歳出事項別明細書52ページ、歳出から御説明申し上げます。

1 款 医院費、1 項 医院費に豊頃医院ビジネス電話システム改修工事費127万1,000円を追加するものであります。

これに要する財源につきましては50ページ、歳入を御覧ください。

2 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、1 目 一般会計繰入金に24万9,000円を追加。

3 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金に102万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

50ページをお開きください。

2款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 3款繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

52ページをお開きください。

1款医院費。

(質疑なし)

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第47号

●藤田議長 日程第8 議案第47号令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書55ページをお開き願います。

議案第47号令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,458万8,000円と定めるものでございます。

本補正予算は、新築住宅建設に伴う水道本管布設工事及び水道施設補修によるものでございます。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書64ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に、工事請負費、本管布設工事費など300万円を増額するものでございます。

次に62ページ、歳入について御説明いたします。

4款1項1目繰越金に前年度繰越金300万円を追加するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

62ページをお開きください。

4款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

●藤田議長 日程第9 議案第48号豊頃町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第48号豊頃町手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書1ページ及び議案説明書1ページを御覧願います。

初めに、改正の主な理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部が本年5月に改正され、個人番号を通知する通知カードが廃止されました。

これに伴い、通知カードの再交付に係る事務がなくなることとなります。併せて身元、住所、転居、生存、死亡証明等に係る手数料について、住民票や戸籍抄本等で証明できる状況であることから、また、現在まで証明依頼もないことから、これらの規定を整理するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、豊頃町手数料条例の別表中「10」の項を削り、11の項から25の項まで1個ずつ繰上げ、26の項中、「26」を「25」に、「身元、住所、転居、生存、死亡及び埋火葬に関する証明手数料」を「埋火葬に関する証明手数料」に改め、27の項から37の項までを1個ずつ繰り上げるものであります。

なお、附則としまして、施行期日を公布の日と規定しております。

以上でございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号から議案第51号まで

●藤田議長 日程第10 議案第49号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第11 議案第50号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び日程第12 議案第51号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とします。

議案第49号、議案第50号及び議案第51号についてを一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第49号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第50号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第51号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括して御説明申し上げます。

説明申し上げる3議案は、いずれも組合を構成する一部事務組合等が解散、脱退するため、組合規約の一部改正が必要となったものであります。

議案説明書7ページ、説明第2号を御覧願います。

議案第49号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、本事務組合を構成する構成団体の変更による改正であり、別表第1、市町村一部事務組合及び広域連合の項及び別表第2、共同処理する団体の項中「札幌広域圏組合」「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削り、地方自治法の規定による関係市町村の協議によってこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

次に、議案説明書9ページ、説明第3号を御覧願います。

議案第50号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、同じく本組合を構成する構成団体の変更による改正であり、別表第2号、一部事務組合及び広域連合の表、一部事務組合及び広域連合の項中「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削り、地方自治法の規定による関係市町村の協議によっ

てこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に、議案説明書11ページ、説明第4号を御覧願います。

議案第51号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についても、同じく本組合を構成する構成団体の変更による改正であり、別表第1から「山越郡衛生処理組合」「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削り、地方自治法の規定による関係市町村の協議によってこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第49号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎ 諮問第1号及び諮問第2号

●藤田議長 日程第13 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第14 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

諮問第1号及び諮問第2号について、一括して提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 諮問第1号人権擁護委員候補について御説明申し上げます。

現職の中野委員は、12月31日をもって任期満了となりますので、再度人権擁護委員に選任いたしたく、法律の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

住所は、豊頃町豊頃826番地。

氏名、中野稔氏であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員の候補について御説明申し上げます。

現職の鳥宮委員は、12月31日をもって任期満了となりますので、後任に羽賀氏を人権擁護委員に選任いたしたく、法律の規定に基づき議会の意見を求めるものであ

ります。

住所は、豊頃町礼文内138番地。

氏名は、羽賀智子氏であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 説明が終わりました。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はお手元に配付した答申書のとおり、適任と答申することに決定しました。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第2号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申したいと思えます。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号はお手元に配付した答申書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第15 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、9月4日から同月7日までの4日間、休会としたいと思えます。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から同月7日までの4日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員